

○経済産業省令第十六号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十一条第一項の規定に基づき、ガス関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

ガス関係報告規則の一部を改正する省令

ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(事故報告)

第四条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあつては、当該一般ガス導管事業者）は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十六号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工

(事故報告)

第四条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が現に最終保障供給を行っている場合にあつては、当該一般ガス導管事業者）は、その事業の用に供するガス工作物及びその供給するガスに係る消費機器について次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したとき、一般ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が一般ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、特定ガス導管事業者は、その事業の用に供するガス工

作物について同表第一号から第十六号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十四号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき、準用事業者は、その事業の用に供する工作物について同表第一号から第十四号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたものの（令第七条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の

作物について同表第一号から第十五号までの事故の欄に掲げる事故が発生したとき（事故報告が特定ガス導管事業者又はガス小売事業者のいずれに係るものであるかを特定できない場合を含む。）、ガス製造事業者は、その事業の用に供するガス工作物について同表第一号から第十三号までの事故の欄に掲げる事故であつて公衆に危害を及ぼしたものの（令第七条第三項の事業を行う者がその事業を行う場合に用いる工作物に係るものを除く。）が発生したとき、それぞれ同表の報告の

方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故 一・二「略」 三 ガスの供給に支障を及ぼした事故 (以下「供給支障事故」と	報告の方式		報告期限	報告先
	速報	「略」		
	「略」	「略」	「略」	

方式、報告期限及び報告先の欄に掲げるところに従い、報告しなければならない。

事故 一・二「略」 三 ガスの供給に支障を及ぼした事故 (以下「供給支障事故」と	報告の方式		報告期限	報告先
	速報	「略」		
	「略」	「略」	「略」	

いう。)であつて、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数の(以下「供給支障戸数

いう。)であつて、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限したガスの使用者の数の(以下「供給支障戸数

「とい
う。」が
五百以上
のもの（
第十三号
に掲げる
ものを除
く。）
四 ガスの
製造に支
障を及ぼ
した事故
（以下「

「とい
う。」が
五百以上
のもの（
第十二号
に掲げる
ものを除
く。）
四 ガスの
製造に支
障を及ぼ
した事故
（以下「

製造支障
事故」と
いう。）
であつて
、ガス発
生設備の
運転を停
止した時
間（以下
「製造支
障時間」
という。
）が二十

製造支障
事故」と
いう。）
であつて
、ガス発
生設備の
運転を停
止した時
間（以下
「製造支
障時間」
という。
）が二十

戸数が百	供給支障	あつて、	障事故で	七 供給支	五・六 「略」	除く。）	るものを	号に掲げ	(第十三)	上のもの	四時間以
					「略」						
					「略」						
					「略」						
					「略」						

戸数が三	供給支障	あつて、	障事故で	七 供給支	五・六 「略」	除く。）	るものを	号に掲げ	(第十二)	上のもの	四時間以
					「略」						
					「略」						
					「略」						
					「略」						

以上五百
未満のも
の（第十
三号に掲
げるもの
並びに導
管の工事
及び導管
に損傷を
与えた工
事以外の
原因によ
り導管か

十以上五
百未満の
もの（第
十二号に
掲げるも
の並びに
導管の工
事及び導
管に損傷
を与えた
工事以外
の原因に
より導管

らガスが
漏えいし
た場合（
第一号、
第二号、
第五号、
第六号、
第九号か
ら第十二
号まで及
び第十四
号に掲げ
るものを

からガス
が漏えい
した場合
（第一号
、第二号
、第五号
、第六号
、第九号
から第十
一号まで
及び第十
三号に掲
げるもの

除く。)
において
災害の発
生を防止
するため
ガスの供
給を停止
したこと
（一の建
物につい
て供給支
障事故と
なったも

を除く。
）におい
て災害の
発生を防
止するた
めガスの
供給を停
止したこ
と（一の
建物につ
いて供給
支障事故
となった

のに限
る。以下
「保安閉
栓」とい
う。）を
除く。）
八 製造支
障事故で
あつて、
製造支障
時間が十
時間以上
二十四時

ものに限
る。以下
「保安閉
栓」とい
う。）を
除く。）
八 製造支
障事故で
あつて、
製造支障
時間が十
時間以上
二十四時

間未満の
もの（第
十三号に
掲げるも
のを除
く。）
九 最高使
用圧力が
高压又は
中圧の主
要なガス
工作物の
損壊事故

間未満の
もの（第
十二号に
掲げるも
のを除
く。）
九 最高使
用圧力が
高压又は
中圧の主
要なガス
工作物の
損壊事故

要なガス	中圧の主	高圧又は	用圧力が	十 最高使	く。 の除 掲げるも 十三号に 号及び第 まで、次 から前号 (第一号
				詳報	
から	た日	生し	が発	事故	
	長	監督部	業保安	所轄産	

				「新設」	く。 ものを除 に掲げる 第十二号 まで及び から前号 (第一号
				「新設」	
				「新設」	
				「新設」	

工|作|物|(|
製|造|所|に |
設|置|さ|れ |
た|も|の|に |
限|る。) |
の|損|壊|事 |
故|(第|一 |
号|か|ら|第 |
八|号|ま|で |
及|び|第|十 |
三|号|に|掲 |
げ|る|も|の |
を|除|く。 |

起|算 |
し|て |
三|十 |
日|以 |
内 |

十一	最高	「削る
使用圧力が低圧の	主要なガス	「削る
ス工作物の損壊事故	故（第一号から第八号まで	「削る
及び第十	三号に掲げ	
るもの		
十	最高使	詳報
用圧力が低圧の主要なガス	工作物の損壊事故	
（第一号から第八号まで	及び第十	
号に掲げ	るもの	
事故	所轄産	
が發	業保安	
生し	監督部	
た日	長	
から		
起算		
して		
三十		
日以		
内		

を 除く。)	十二 ガス 工 作 物 か ら の ガ ス の 漏 え い に よ る 爆 発 又 は 火 災 事 故 (第 一 号、 第 五 号 及 び 第 十 三 号 に 掲 げ	[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	

除く。)	十一 ガス 工 作 物 か ら の ガ ス の 漏 え い に よ る 爆 発 又 は 火 災 事 故 (第 一 号、 第 五 号 及 び 第 十 二 号 に 掲 げ	[略]	
		[略]	
		[略]	
		[略]	

い 人 が 死	使 用 に 伴	ガ ス 栓 の	機 器 又 は	十 七 消 費	「 略 」	十 五 ・ 十 六	「 略 」	十 四 「 略 」	「 略 」	十 三 「 略 」	「 略 」	除 く。 ）」	る も の を
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
い 人 が 死	使 用 に 伴	ガ ス 栓 の	機 器 又 は	十 六 消 費	「 略 」	十 四 ・ 十 五	「 略 」	十 三 「 略 」	「 略 」	十 二 「 略 」	「 略 」	除 く。 ）」	る も の を
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			
				「 略 」		「 略 」		「 略 」		「 略 」			

十九 消費	十八 「略」	亡し、中 毒し又は 酸素欠乏 症となつ た事故（ 第十五号 及び前号 に掲げる ものを除 く。）
「略」	「略」	
「略」		
「略」	「略」	
「略」	「略」	

十八 消費	十七 「略」	亡し、中 毒し又は 酸素欠乏 症となつ た事故（ 第十四号 及び前号 に掲げる ものを除 く。）
「略」	「略」	
「略」		
「略」	「略」	
「略」	「略」	

機器又は	ガス栓か	ら漏えい	したガス	に引火す	ることに	より、発	生した負	傷又は物	損事故（	第十五号	から前号	までに掲
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

┌

┌

機器又は	ガス栓か	ら漏えい	したガス	に引火す	ることに	より、発	生した負	傷又は物	損事故（	第十四号	から前号	までに掲
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

┌

┌

<p>げるもの を除く。)</p>				
----------------------------	--	--	--	--

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一～六 「略」

七 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十五号から第十九号までに掲げる事故に限る。）

3 第一項の規定による詳細は、同項の表中第一号から第十四号までに掲げる事故にあつては様

<p>げるもの を除く。)</p>				
----------------------------	--	--	--	--

2 前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により行わなければならない。

一～六 「略」

七 事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（前項の表中第十四号から第十八号までに掲げる事故に限る。）

3 第一項の規定による詳細は、同項の表中第一号から第十三号までに掲げる事故にあつては様

式第十四の報告書を、第十五号から第十九号までに掲げる事故にあつては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。

式第十四の報告書を、第十四号から第十八号までに掲げる事故にあつては様式第十五の報告書を提出して行わなければならない。

備考 表中の「」は注記である。

様式第一及び様式第二中「30」を「100」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。